

平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録 (議事速報)

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時開議

○中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。橘慶一郎君。

○橘(慶)委員 質問の機会を与えていただきました。ありがとうございます。最初は万葉集で始めさせていただきます。

雪がなかなか降りやまないということで、春が待たれるわけでありますが、私のいとしたいに梅の花を見せたいと思っただけでも、雪が降っていてもわらないという山部赤人の歌を詠んで始めたいと思います。

万葉集巻八、一千四百二十六番。

我が背子に見せむと思ひし梅の花それとも見えず雪の降れば

では、四十五分、よろしくお願いします。(拍手)  
 きょうの質問の趣旨であります、野田内閣の

最重要課題、これは社会保障、税の一体改革であろうと思います。消費税の引き上げということに当たってチャレンジされているものと思います。

野田総理の志ということでの課題の設定、それは理解いたします。また、覚悟、ネバー、ネバー、ネバー、ネバー、ネバー、万葉集の立場でいいかと、決して、決して、決して諦めない、と日本語で言うていただきましたかのような気はいたしますが、しかし、覚悟も理解をいたしません。

とすれば、この志と覚悟があれば物事が成り立つかといえ、問題は、それをなし遂げるための段取り、午前中の岡田大臣の答弁によれば手順ということであり、この組み合わせがうまくないと究極の目的は達成できないのではないか。その手順、段取りがうまく組んでいるかどうかということ非常に心配するわけであります。

それで、前回の本会議場の討論の際、申し上げました。あの山にも登らねば、この山にも登らねば、あちの山にも登らねば、ねば、ねば、ねば、ねば、ねばになっちゃうとなかなか究極の目的地へ到達しないんじゃないか、そんな思いできょうの質問をお聞き届けいただきたい、このように思っております。

お手元に、通常国会提出予定法案という、一枚目のページに出ていると思います。平成十四年から二十四年まで、通常国会が始まる前に、内閣としてこれだけの法案を提出します、継続法案はこれだけですよという、そういう数字を並べてみました。新規提出法案、そんなに多いということでは

ありません。しかし、前国会からの継続法案については、二十三というのには、この十年間で最大であります。この二十三の中に結構重たいものが残っているというのが現状であります。

平成二十二年秋、臨時国会、百七十六回国会で、菅前総理は、課題解決内閣ということを標榜されました。そのときに、三つの法案はぜひとも課題解決のために上げたいとおっしゃいました。それが地球温暖化法案であり、労働者派遣法であり、郵政改革法案であります。この三つは、まだ上がっていないわけであり、ます。

そこで、官房長官にお伺いいたします。この八十一本と二十三本、多くはあります。そしてまた、菅前内閣からのこの三本、こういったもの等、今のいろいろな取り組みの中でどのように進めていこうとされているのか、まず伺います。

○藤村国務大臣 橘委員にお答えいたします。

今、資料を出していただいた中では、新規法案については平均的だとは思いますが。継続案件が二十三件ということ、これは、昭和四十八年ぐらいまでさかのぼっても、四十八年が二十件ですから、それ以降、一番多いということにおいては、確かに継続案件が多い、このように思います。

政府といたしましては、国会で御審議いただく法律案について、常に、その時々々の政策課題を踏まえて、与党とも相談しながら、精査の上で、必要なものにできるだけ絞る、こういう作業はしておりますが、継続だけは絞るわけにはいかなかったという結果でございます。

平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

それで、政府といたしまして、内閣提出の法律案が、国会において速やかに御審議いただき、早期に成立が図られるよう努力していきたいというのが姿勢でございます。

今お問い合わせの三つの案件について、ちよつと申し上げます。

まず、いずれも、これは平成二十二年の第一百七十四回国会で提出したもので、そのうち、地球温暖化対策基本法、それから郵政改革関連法は、参議院で審議未了、廃案となった。選挙がございました。同秋の百七十六回臨時国会にも改めて提出をさせていただいたということでありまして、

まず、地球温暖化対策基本法につきましては、政府案に加え、各党派から、地球温暖化対策の中長期的な取り組みを計画的に進めるための法案を御提案いただいているところでありまして、今国会で、引き続きこれは十分に御審議をいただきたいという姿勢でございます。

それから、労働者派遣法案については、労働者の雇用の安定を図るために極めて重要な法案であることから、与野党で精力的に議論をいただき、ある意味でいいところまでいっているという感触でございますが、速やかな成立をお願いしたいと考えております。

それから、郵政改革関連法案につきましては、これも今、与野党で精力的に協議をいただいているところでありまして、

郵政改革関連法案が、郵政事業の基礎的なサービスが利用者の立場に立つて郵便局で一体的に提供され、将来にわたってあまねく公平に利用できる

ことを確保するためのもの、また、郵政株式会社による震災復興財源の確保といった側面もございますので、これも一日も早い郵政改革の実現が必要と考えており、これも与野党間で相当詰めが進んでいると聞いておりますが、速やかにまとめることを期待したいと考えております。

○橋（慶）委員 過去の経緯もずっとお話をいただいたわけでありまして、大変重いものが残っている。そしてまた、たまたま過去の、二十二年からの経緯もお話をいただきました。

例えば郵政改革法案などは、衆議院で五時間の審議時間で強行採決でありました。それ自体は決して好ましいことじゃないと私は思いますが、しかし一面、強行採決というのは、刀を振り上げたわけでありまして、

だから、これは、覚悟、志、そして段取りの問題でいえば、覚悟の問題であります。強行採決をしたものを参議院で、選挙だからといって廃案にしてしまえば、それは後に宿題が残るわけでありまして。そういったことも含めて、今かなり宿題が多いということですね。

そして、臨時国会が二つ、百七十七と百八十の間にあつたにもかかわらず、宿題は多い。これまた今宿題をふやしてしまうと、この後どうなるんだらうという心配をしているわけでありまして、

きょうの質問の一番肝の部分の最初にしてしまわなければならない、この後の通常国会案件審議の流れであります。私はそれこそまだ二、三年の素人でありまして、皆さんよく御存じのように、通常、予算案があり、その後、日切れ法案があり、

予算関連法案があり、その他法案がある、こういうことになってまいります。重要なものについては、公聴会をしたり、参考人招致をしたりするわけでありまして、

例えば郵政改革法案は、郵政改革特別委員会という特別委員会をつくって審議をするということになっていくわけでありまして。午前中話題になった給与の法案だって、それはいろいろな協議も進んでおりますが、これを国会で審議するとなれば、やはりそれなりに慎重な審議が多分必要になるものだと思います。

そういった日程感。皆さんもよく御存じのとおり、定例日は、月水とか火木とか決まっております。途中にはゴールデンウィークもあります。そういったことを全て考えたときに、どういう組み合わせで最後までいくんだと。民主党さんの政権ということとこれと三代目でありまして、そろそろそういうことについて、やはり誰かがそれはコントロールしていかなくやいけない。

表の答弁では、それは国会のお決めになること、それは結構であります。しかし、内閣官房なり総理の、きょうは野田総理がいらつしやらないからなおいんですけれども、総理のそばにそういう方がいらつしやらないと、このままいったら、こういうことの繰り返しで、それが国政の停滞を招くんじやないか。

きょう一番申し上げたいことは、要は、政策論で言っているではありません。この手順、段取りの踏み方について、誰かしっかりとコントロールされていますかということをお尋ねしたいわけ

平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

す。

○藤村国務大臣 今御質問でちよつと言つていた  
だいて、国会審議日程については、基本的にこれ  
は国会の中で、特に各党国対のもとで審議日程が  
決まっていこうとございませう。

その上で、政府としてはということになります  
と、まず、官房長官のもとに官房副長官がおりま  
すが、この官房副長官をキヤップに、各党との関  
係なども政府の側からはさまざまにお願いをし  
たりする。そして、そのもとに実は内閣総務官室と  
いうのがございまして、ここのスタッフが各府省  
とも連携しながら、さまざま国会日程は、相当詰  
めて詰めて、常に念頭に置いて進めているとい  
うところでございます。

○橋（慶）委員 その内閣総務官室のスタッフの  
方とはこれまで何度もお話をしておきます。  
きょうはあえて官房長官に申し上げました。

ぜひその観点で、今から順番に質問する中に、  
いろいろな法案のことが出てまいります。本  
当にこの国会に出すのか、それとも、今自分  
たちがやりたいことに向かっているならこれは  
切り捨てるのか、その辺はよくお考えになつて  
いただきなから答弁いただければ大変幸いで  
あります。

去る一月三十一日、閣議決定によりまして、  
行政改革実行本部また事務局が設置されまし  
た。その目的は、今の段階でいえば、社会保  
障・税一体改革に対する国民の理解を求め、  
いわゆるお願いをすることであると思  
うのですが、行政改革担当大臣のお考えを  
お伺いいたします。

○岡田国務大臣 委員御指摘のように、社会保  
障・税一体改革で国民の皆さんにある意味御負担  
をおかけする、それに先立って、まず身を切  
る努力、そういう意味での行政改革。

もう一つは、そういったこととは別に、やは  
り行政改革というのは、政府として常にや  
っていかねばいけないことである。特に、  
財政の現状を見たときに、やはり必要度  
の少ないものはやめるといふことを日々  
決断していかないと、この財政の状況を  
変えることはできないので、そういう  
意味も含めてやっつけようということであ  
ります。そして、政府の中でもいろいろ  
なことを議論します。しかし、いざ実行  
ということになりますと、そう簡単では  
ない場合もある。そういう意味で、野  
田総理を本部長とし、私は代行とい  
うことで、各閣僚をメンバーにするこ  
の組織をつくって、しっかりとそこ  
で意思確認をしながら、決めたこと  
を前に進めていこう、実行してい  
こう、こういうことでございます。

○橋（慶）委員 日々決断ということ  
で、まさにそのとおりなんです。  
今回の本部事務局というものを  
つくられる際には、行政刷新会議、  
行政改革推進室、こういったもの  
とこの本部をまとめた形で、実  
は既存の組織の一つも廃止せず  
に全部組み合わせで統合事務局  
というようにされているわけであ  
ります。

私は、それは行政刷新会議とい  
う形でやられてもよかったですし、  
行政改革推進室の格上げでもよ  
かったですと思うのです。それを  
全部残した上にまた組織をおつ  
くりになる。なぜそうなのかと

というのが一点であります。

そしてまた、今ほど、不断の努力  
で行政改革というのをやっつけ  
ていかなきゃいけない。まことに  
そのとおりであります。昨年六月  
でもって、行政改革推進本部とい  
う前の政権から続いていたもの  
が、いわゆるサンセットというこ  
とで終わってしまいました。その  
まますぐお続けになればよかつ  
たんじゃないか、それが行政の連  
続性ではないかとも思うわけであ  
ります。今立ち上げるのであれば、  
そういうことについて、なぜそこ  
は、日々の決断でまとめるとい  
うことをなさらなかったのか、  
組織を減らさなかったのか、こ  
のことにたいしてお答えくだ  
さい。

○岡田国務大臣 委員御指摘の  
ように、今回この行政改革実行  
本部、その事務局をつくりまし  
た。そこで、行政刷新会議事務  
局、行政改革推進室、公務員制  
度改革推進本部事務局、この三  
つを中心にして事務局を構成し  
ているわけでございます。

委員御指摘のように、これを全  
部一旦白紙に戻して新たなもの  
を立ち上げるということも一つ  
の考え方があります。ただ、こ  
の中には、法律で設けられてい  
て、法改正をしない限りできな  
いものもございませう。そうい  
うことも念頭に置かざるを得  
ませんでした。

それと、この三つに加えて、  
総務省や行革に関連する他の組  
織の幹部にも併任辞令を発令す  
る形で事務局を構成したわけ  
でございます。事務局長には、  
政府の中の責任者である事務  
の副長官を据えましました。そ  
ういう形で、霞が関も含めて  
政府一体となって行革が実行  
できるよう体制を整えた

平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

ということでございます。

○橘（慶）委員 行政刷新会議と行政改革推進室は法律に基づかない組織であります。そういったことも含めて、ぜひ本当は整理をされた方がよかったのではないかとというのが私の意見であります。

そして、今もお話のあったように、例えば公務員改革の本部とも、みんな実は併任をかけてこられました。私の方へお訪ねになられるこういったスタッフの方々はだんだん名刺がふえてまいりまして、今までは表と裏でできたんですが、最近、名刺が二枚ないと全部あらわせないというような、こんな笑うに笑えない話も出ております。

きょうお配りしたこの資料の中の、次のページに、内閣、これはどっちかという内閣官房ということでの組織図を掲げさせていただきました。通常あるものから始まって、情報セキュリティセンターから行政改革実行本部事務局までこれだけ、それは一個一個は全て大事ですよ、一個一個は大事だけれども、これだけのものが全部ぶら下がっているという状態であります。

そして、その次のページを見ていただくと、内閣の、内閣官房という、いわゆる日本国政府の言ってみれば行政の司令塔であります。その司令塔の機関の定員。

それは、いろいろな仕事があれば、多い方がいいとおっしゃるかもしれない。だけれども、多ければ多いほど、一人と一人の人間のコミュニケーションをとるために大変なことになっていくわけです。これは本当にこんな形でふえていくっていいのか、こういう疑問を持っているわけでありませう。

そして、その次のページに参りますと、内閣官房の庁舎の場所、その次は内閣府の庁舎の場所というのをあえてつけさせていただきました。

今岡田大臣がおっしゃった、例えば公務員制度の改革推進本部というのは総理府の本府の庁舎にございます。それから、行政改革の実行本部は第四合同庁舎にあるわけです。そして、行政管理局というのは、警視庁の横の第二合同の方にあるわけでありませう。

それで併任をかけて、本当にこれはいいんですか。これはなかなか国民の方に理解いただけない。内閣官房とか内閣府という、一つのビルの中にぴしっと集まって、何かすごく、それこそコントロールタワーですからというイメージをお持ちになるんですが、現実にはタコの八ちゃんみたいになっている。前に、仙谷前官房長官からは、温泉旅館の離れと言われました。また、スパゲッティとも言われたものであります。平野元官房長官からも、この状況について嘆き節も聞いたわけでありませう。

そこで、現在このあるじであります藤村官房長官にお伺いします。

本当に使い勝手、いいですか。悩みはないですか。いかがでしょう。

○藤村国務大臣 府省横断的な政策課題というのが増加している、それで内閣官房あるいは内閣府の総合調整機能の重要性が増している。そういう中で、内閣官房あるいは内閣府の組織がタコ足にもなり、若干の肥大化もしているというのは御指摘のとおりだと思います。

内閣官房、内閣府において、組織あるいはスタッフについて、考え方としては、当然必要最小限のものとするとともに、併任も、さつき名刺のお話をされましたが、人の数ということを考えて、やはり一人の方にいろいろ兼務していただくという意味で併任を活用し、そして機動的、柔軟に対応するということに努めてはいるところでありませう。

嘆き節がないかと言われますと、私にとっても本当にちよつと複雑な、一人の方でも非常に多くの併任をされていて、大変な部分があるというのは事実だと思います。

今後とも、必要となる組織の充実に努めていく一方で、各省庁との役割分担や業務の不断の見直しを行うなど、できるだけ、やはり簡素とシンプルということも目指して維持形成に努めていきたいと考えております。

○橘（慶）委員 今、内閣の中では、少子化システムということも内閣府の方で、たしか第四合同の方でやっておられると思います。これは、せっかくこういう機会ですから、御披露させていただきませう。

最初は去年の三月までにこのシステムをつくるという大車輪で、それはもう少し現場もよく踏まえてということ、今、一年かけて、ことしということ。これも、先ほど申し上げた社会保障一体改革の中で両立するのかがどうかは別として、一年余計にかけられたんですが、最初に私のところへ説明しに来られた内閣府の職員の方がいらつしやいました。どうしても早く仕上げなきゃいけない、

平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

そういうふうに言われているんだと。ところで、あなたは今まで何をしていたんですか、いや、今まで経済分析をやっていました、では、保育所を見たことはあるんですか、見たことはありません、こういう話であります。

ですから、何でもかんでも内閣府へ持ってきてやればいいということでもない。厚労省と文科省でチームをつくってやらせた方がいいことがあるかもしれない。何もかも持ってきて、では内閣府の職員なり内閣官房のプロパーの人がオールマイティーかといえば、そんなことはないのは皆さんもよく御承知のとおりであります。

だから、そこは、先ほどお話のあった、減らすものは減らしたり、新しいものをつけないとか、あるいは課題を解決してしまうとか、そういうことをやって、やはり常に内閣官房が、それこそ東日本大震災みたいなこともあるわけですから、そういうものに対応できる遊びの部分は持つていきやいけないんじゃないか、このことを申し上げたいわけでありませう。

そこで、現在の内閣官房には、郵政改革推進室、行政改革推進室、地域主権戦略室、国家公務員制度改革推進本部、これは皆、総務省の所管と絡むものであります。それは確かに臨時的にということではあったにしても、もう臨時がずっと恒常化したところがある。地域主権戦略室なんていつ終わるんだらう、そういう状況なわけでありませう。

それは、総務省の行政管理局もあります、行革の話でいえば、総務省の自治行政局や自治財政局もあります。郵政担当の局もあります。そうなれば、

ば、本当にこれでいいのか。

これを片山前総務大臣にお伺いしたときには、幾つかのものは返してほしいと率直な答弁もいただいているわけでありませう。川端総務大臣の見解を伺います。

○川端国務大臣 総務大臣と同時に地域主権の担当大臣ということもありますが、両方の側から見るとときに、先ほど来答弁いたしましたように、基本的には、国のいろいろな仕組み、あるいは制度、仕組みを見直して新しくしていくというのは、それぞれの省が責任を持ってやるのが基本だと思います。

ただ、先ほどお話しました郵政の問題あるいは地域主権、国家公務員制度とかいうのは、やはり他省と相当一緒に調整しないとうまくいかないということと今のようなのが出てくるという背景は御理解いただけると思うんですが、確かに、設置されるとずっと残るといった傾向があることは事実であります。御指摘のように、やはりその役目が終わったら終わるということで、本来、総務省なら総務省でやっている部分で賄える部分があればそこですっきりやるというのは、方向性としては私は御指摘のとおりだと思います。

ただ、現状で、今私たちが内閣府と一緒にやっている部分は、やはり今の時点では、総務省の役割もあります、他省の役割も含めて連携してやらざるを得ないというか、やるものであるというふうなふうに思っております。

○橘（慶）委員 一つ一つの仕事をとってみれば、みんな大事であります。そして、それは省庁間横

断もしなきゃいけないものもいろいろあるでしょう。最初に岡田大臣から答弁いただいたとおりであります。しかし、その中でやはり決断するときには決断して、そうはいってもこれは各省に返そうよということもされないで、だんだんだんだん機能が、要は、コンピューターの中にソフトをいっぱい入れたような話ですね。ソフトをどんどん入れていけば、だんだんコンピューターの動きが遅くなるのと同じ話であります。ぜひ、そうならぬように、そろそろお考えになってはどうですかというのを申し上げたいわけでありませう。

このことに関連して、一つ、私としては、これは苦言になると思いますが、申し上げたいのが次の質問であります。

今回の東日本大震災、大変な原発の事態に鑑みて、原子力規制庁というものを今お考えになっております。そのこと自体は大変な大事なことだと思います。組織のあり方については、いろいろ意見はあるでしょう。ただ、この規制庁を設置するということは、やはりこの霞が関の省庁に一つ外局の庁というものをふやしていくということになってくるわけでありませう。

今まで、保安院というのは資源エネルギー庁の下部機関でありましたから、この保安院というものに課長さんが何人もいらした、その課長さん方は、みんな経済産業省令の省令で決まる組織であったわけでありませう。それを原資にして、今回は環境省の外局として原子力規制庁というお考えでありますから、いわゆる政令で定まる、職の格としては一つ位置づけの高いものに全部スラ

平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

イドするわけでありませう。

よって、皆様方におつづけしたこの資料の六ページのところ、中央省庁の課等の推移というのが並べてあります。これは今、平成二十三年度八百八十八、今回二十四年度は、ですから五つふえて八百九十三ということになってまいります。

原子力規制行政は大変大事であります。それは認めませう。しかし、今、国民の皆さんに、言ってみれば身を切る姿勢でいろいろなことを示していくというときに、果たしてこの中央省庁の課の数をふやしていいのかどうか、こういう問題意識なわけでありませう。これは、方法論はあつたと思ひます。ほかの省庁の課を一つずつ減らせばよかつた、こういう話であります。

実は、この予算委員会では、あるいは財政金融委員会では、マンデル・フレミングの法則というのが大変有名な法則としてあるわけでありませう。私はあえてここで行政学の法則を一つ申し上げたい。これをパーキンソンの法則といいます。仕事はどんどんふえていく、ほつておくと組織はどんどん肥大化する、だからどこかでなたを振るわなきやいけない、こういう話であります。

この平成二十四年三月末ということに向かつて課をふやすということ、本当に時節柄いい判断なんではないか。総務大臣のお考えをお伺ひします。

○川端 国務大臣 表でお示しいただきましたもののスタートが平成十三年というのは、平成十三年から中央省庁の改革をやつていこうということ、おおむね千程度に減らした後に、いわゆる省庁再

編ですね、それから九百に近い数まで減らしていこうということをやつてきて、今のような数字になりました。

そのときの基本的なルールとして、本府省及び外局の内部部局の課は政令で決める、附属機関の課は省令で決めるということで、スクラップ・アンド・ビルドが原則ということ、政令の課を設けるときは政令の課を廃止することが大原則でありませう。

今回、原子力規制庁の設置に当たつては、その任務である原子力の安全の確保に係る責任と事務の分担関係を明確にするためということで、庁の事務を分掌する六つの課と五人の分掌官を設置するというところにいたしました。その際、原子力安全保安院に置かれていた十一課を廃止する。政令で設置する分が五つふえましたが、減らした方の原子力安全・保安院は、課は省令で設置しているために政令では減らない。ですから、省令で減らした分で政令がふえたということになつてしまつた。

そういう意味で、課という数としては、トータル、全部合わせると、省令、政令、合わせた分では変わつていないんですけれども、原子力規制庁の内部部局における責任と事務の分担を明確にするため、課の組織とする必要がどうしてもあつたということ、結果としてはこういうふうになりました。実質的には組織の膨張にはなつていないんですが、政令と省令でのスクラップ・アンド・ビルドがまたがったことによつてこの数字になりました。

実質的に、この業務においてまさに安全を確保するためという趣旨に基づいて、やむを得ない措置としていたしましたけれども、これがそれ以外の組織の膨張になることは絶対しないという歯どめはかけておることでありますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思ひます。

○橘（慶） 委員 それは仕方がないですよ。その組織だけで考えれば絶対必要なんですよ。だけれども、そこだけで物事は終わつていないわけで、中央省庁は、それこそ、法務省もあれば、財務省もあれば、農林水産省もあるわけですよ。

ここは自由答弁で結構ですよ。岡田大臣、どうですか、これは、やはり減らす、八百八十八に戻した方がいいんじゃないですか。いかがですか。

○岡田 国務大臣 個別のことに所管外の私が余り言うべきではないというふうに思ひます。

ただ、委員のお話、先ほどから聞かせていただいて、私は、かなり同感でございます。

私自身も、内閣府の大臣、行政刷新はそんなんです、それと、行革や社会保障・税一体改革、これはむしろ内閣であります、そういう二つの組織に身を置いている。いろいろ部下を招集しても、内閣と内閣府双方から集まつてくる。そういうこともあつて、今回、事務局という形で一本化したということもございませう。

内閣府というのは、いろいろな期待感を持つてつくれた組織であり、また重要な役割を現に果たしておりますが、次第に肥大化していることは間違ひない。

本来、ある程度まとまつたものは各省庁に戻し

平成24年2月16日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

て、そこでやっていただくべきではないか。そうでないと、併任というような形で、あるいは出向という形で、各省庁から内閣府にどんな人を入れてくるけれども、それが効率的に行われているかどうかというところについては疑問もある。その象徴が、建物があちこちに分散していて一体感がなかなかとれないというような問題がございませぬ。

内閣についても、御指摘のように、少し肥大化の傾向がなきにしもあらずで、そういうことを一度きちんと整理してみる必要があるのではないかとこの気はいたします。

ただ、目前、社会保障・税一体改革とか行革とか、重要な仕事がございますので、そういうものに、皆様の御協力をいただいて、ある程度めどがつけば、そういったことにも着手してみたいというふうにも思っております。

○橘（慶）委員 そのめどがなかなかつかないまま毎年毎年過ぎていくということも、どうか御理解いただきたいなと思うわけであります。

しかし、そういう認識を持っていただいているということは一つは前進でありまして、そういう認識のもと、さらに話を続けます。

国の行政機関の定員でありますけれども、前の自公政権の中では、定員純減計画というのがありまして、平成十八年度から二十二年度の五年間で、日本年金機構に社保庁が移行したので一万二千人減った、これを除いても、全部で五・三％、一万七千四百七十三人の純減がなされたわけであります。皆様方につけた資料では、その次のページに、

行政改革推進法対象分野における主な取り組みと  
いうことで、総人件費改革のところ、細かい数字  
であります、この数字が載っているところ  
あります。

「平成二十二年度以降の定員管理について」と  
いうことで、前政権下の、いわゆる自公政権下の  
末期、二十一年七月一日閣議決定で、二十二から  
二十六年度の五年間、今度は純減計画ではないん  
ですが、二十一年度末の定員、おおむね三十万二  
千二百九十人ということですが、その一  
〇％以上を合理化すること、二十二年度  
は六千六十六人、二十三年以降は、そのときの  
考え方として、地方出先機関の改革の状況も見て  
目標数字を決める、こうなっていたわけでありま  
す。

あくまで、この六千六十六人という二十二年度  
の目標数については、これはいわゆる純減ではな  
くて、これだけの査定をして減員する、だから、  
増員すればまたふえるわけですけども、普通に  
考えたら、そのおつりで減っていくということ  
はあるんですが、この計画、その後どうなってい  
るか、総務大臣からお答えいただきます。

○川端国務大臣 御指摘のように、この数字はい  
わゆる片道の数字でございますが、二十二年度か  
らの五年間で一〇％以上、平均でいいますと二％  
以上の合理化を行うとされているということござ  
います。

平成二十二年度は、目標数六千六十六人を上回  
る六千三百三十人、二・一％の合理化。これ以降  
も、二十三年度は六千三百二十人、二十四年度は

六千四百十三人。それぞれ目標数を上回る合理化  
を行って、三年間のトータルで一万九千六十三人、  
六・三％。ですから、三年間で、計算上、六％を  
上回る六・三％の合理化を行っているところでご  
ざいます。

○橘（慶）委員 総務大臣、ただいまの数字は、  
それは減員でありまして、逆に割り戻しの増員が  
あるわけですから、実際の数字としては、その数  
字になっていない。私の、総務省からいただいで  
いる数字、総務省のホームページによれば、二十  
四年度末の、今度の予算でセットされた定員は二  
十九万九千七百五十八人。ですから、三十万二千  
二百六十三人から、この三年間で二千五百二十三  
人、〇・八％の減員、このように数字として出て  
いるわけでありませぬ。これでよろしいですか。

○川端国務大臣 純減でいいますと、二十三年度  
は一千二百二十三名、二十四年度が一千三百名、  
合計二千五百二十三名で間違ございません。

○橘（慶）委員 ですから、このペースがこれで  
いいかどうかということなんです。よく国家  
公務員総人件費の二割削減の話が出てまいります  
が、これは、よく言われる、給与の部分と人員の  
部分があるという話。しかし、人員の部分では、  
この三年間の予算のセットで〇・八％の減に実は  
とどまっているという状況であります。

二十四年度予算案におきましては、人件費は、  
六百六十一億円、一・三％減の五兆九百四十四億  
円なんですけれども、定員の減少率では公務員全  
体で〇・二％くらいなんです。予算が定員の減  
少率を上回って減っている原因ということについて

平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

て、財務大臣からお伺いいたします。

○安住国務大臣 国家公務員の人件費は、公務員の給与費、そのほかに、退職手当、国家公務員共済組合負担金等を加えた額で計上しておりますので、その点でいえば、人件費の一・三ということになるわけです。

国家公務員の人件費の増減要因というのはさまざまありますけれども、言う時間と時間を食ってしましますので、トータル、マイナス六百六十一億円ということになります。

○橘（慶）委員 なかなか、総人件費ということとコントロールできない部分があるということだと思えます。

そこで、平成二十一年度予算、これが言ってみればマニフェストのスタートになるわけですが、五兆三千九百九十五億円から見ますと、この二十四年度予算、五兆九百四十四億円というのは、二千二百五十一億円、四・二%の削減となつていていますが、この中に日本年金機構へ移った方というのがあるわけです。それは、現実、またそこで働いておられるということであれば、それをカウントするのは、本当は、財務大臣の立場としては本意ではないだろうと思えます。

その日本年金機構への移行分を除いて、三年間の達成率というのはいずれだけになりますか。

○安住国務大臣 二十四年度予算における国家公務員の人件費の総額は五兆九百四十四億円であり、ますから、二十一年度と比べるとマイナス二千二百五十一億円となりますが、今御指摘のように、日本年金機構への移行による減少分というのは、

マイナス七百五十億円を除いた減少額を仮に試算するとマイナス一千五百億円程度となりますので、マイナス二・八%の削減ということになります。

○橘（慶）委員 なかなか、そういうもので現実やっていくというところは、一つ一つの課題を解決していくというところは非常に難しいということを申し上げたいわけでありまして。その中で、これから進めていくか、では、どういう時間軸でしていくか、しかし、また見据えていかなきゃいけない部分もある、このあたりをよくお考えいただきたい、こういう意味でございます。

それで、少し私はここまでで時間を食いましたので、幾つか骨の部分だけ、この法案はどうなんだろうというところをあと質問させていただきたいと思えます。

独立行政法人の改革ということで、結構大きな提案を今いただいているわけでありまして。独立行政法人の中に、法人の性格づけをして幾つかのタイプに分けるかどうか、それから、過去の独法の整理合理化計画、凍結をされたわけですが、その中であつた幾つかのものについてはやはりやろうとか、いろいろあるわけですが、果たして、この時期、個々の法人を改革していくことは非常に大事なことでありますけれども、この段階で独法のそもそも論みたいなことまで本当にやる時期なのかということなんです。改革の実を上げるといふことと、そういった大きな、大仕掛けなことをやるということとは、今、最後に目指す山に登る際に本当に必要な山なのか、こういう趣旨であります。

岡田大臣の見解をお伺いいたします。

○岡田国務大臣 独立行政法人につきましては、先般、閣議決定をさせていただいたところでございます。

中身については、委員御指摘のように、独法制度そのものを大きく変えるという中身も含まれたものでございます。例えば、主務大臣や監事による法人の外部、内部双方からのガバナンスが十分であるという点に対してしっかりと対応したものにすることとか、あるいは、運営費交付金の使途が不明確なものがある、そういったことに対応しなければいけない、あるいは、第三者のチェックが不足しているということで、不要資産を保有していたり不透明な取引関係の存在などがある。

そういったことに横断的に対応するために、独法制度そのものについてしっかりと、もちろん個別に改正するということも重要であります。制度そのものも、独法制度ができてもう十年たつて、いろいろな問題も明らかになってまいりましたので、双方で対応する、そういう手法をとったところでございます。

○橘（慶）委員 今、そこまで大上段で問題をいろいろ複雑にする必要があるのかなという心配をするわけです。

出先機関改革のことについては、皆様方におつた資料の一番最後に、現状の最新の方針というものが書いてあるわけでありまして。

これは総務委員会でも少しお話ししましたが、私は、この取り組み方針については、最初ちよつと言われた話よりは、言ってみれば改善が加えら



平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

れたものだと思っております。「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、」と。少しでも前進させるようというところであります。

そして、出先機関のこの法案については、「来年」、これはことしになっていきますけれども、今の通常国会への法案提出は、「最大限努力。」であります。最大限の外はあるわけでありまして。そういうことになっておけば、いろいろな遊びの部分があるということだと思っております。

私は、総務大臣に一回だけ、どのようにこれに基づいて進めていくのかということと、また繰り返しになりますが、今いろいろなものをごちそうとしてお膳に載つけない方がいいという考え方なんでしょうが、どうでありますか。お考えをお伺いいたします。

○川端国務大臣 一連の流れは基本的に御理解いただいているというふうに思いますが、アクション・プランの中で、特に、地域でやりたい、プロジェクト単位でやりたいという御希望のあるところの御要望を踏まえながらやっつけようという経過の中で、関西と九州がやりたいということ踏まえ、その皆さんからの御要望として、いわゆる三機関ですね、国交省、経産省、環境省の出先機関をやりたいということで、大きなその受け皿の組織のあり方と、それから権限も、事業をそのまま権限として移せるものと、工夫をしないと移せないというか、移すには工夫を要するというのと、基本的にはほとんど無理ではないかと、三つに分けて、それで今、各府省も含めた調整を行っております。

ります。

そういう中で、いろいろな議論があります。この前も地方の皆さんを含めてやりましたが、非常に、基本的には前向きに取り組んでいただいているのはありがたい。ただ、課題も多い。そういう意味で、丁寧にしつかりと議論を詰める中で、目的は、地域の身近で、より充実した行政サービスが提供できるということに尽きると私は思っておりますので、先ほどのあれですが、丁寧の一つ一つ小さな峰を、山を越えながら頂上に向かってまいりたいというふうに思っております。

○橘（慶）委員 ありがとうございます。そのような感じで、独法の方もぜひよくお考えいただきたいという趣旨なのであります。

地域戦略一括交付金についても幾つかお伺いしておきたいと思っております。

ことし、これも言ってみれば少し、最初の市町村全部までというのから見れば、政令市まで入れてみようということ、いろいろな私どもの意見も取り入れていただいて、いわゆる一歩一歩の形に変えていただいていることは、その方がよかったですと思っております。

ただ、政令市も対象として拡充されたんです。去年は、四千七百七十二億円、都道府県対象。これに政令市も加え、事業も九事業から十八事業にふやして、六千七百五十四億円にふやした、このようにおっしゃっていただけるわけでありまして。資料は、皆さんの最後のページにおつけしております。

ただ、昨年の四千七百七十二億円に当たる部分

については、どうやら査定の筆が入って減額をされた、こういう話を聞いているわけでありまして。この部分が非常に気になるわけですが、どのような減額であったのか、お伺いいたします。

○川端国務大臣 今回、総額でいえば、沖縄分を除きまして、四千七百七十二億円が六千七百五十四億円。沖縄も入れますと、五千二百二十億円が八千三百二十九億円。総額をふやした、対象事業もふやしたということでありまして、既存の部分の概算要求は、なべて一割減で要求しなさいということから要求をいたしまして、そして、それに加えて、減額分を特別枠として一・五倍要求できるということと要求いたしました。

そういう部分で、残念ながら、そういう一割減の要求プラスアルファということの要求の中で、結果的には、四千五百二十三億という、五・二％減という形になってしまいました。基本的には、東日本大震災の復興向けを除いた地方向けの投資補助金等の全体の減額が六・六％ですけれども、それよりは減らなかつたということで、既存の事業はそういう部分で減りました。

ただ、総額的には、全体としてはふやしましたし、今までの継続事業を引き続きやっていたことと同時に、自主性がふえるようにということを含めて、今回の、今年度の県の実際を踏まえた仕組みで政令市を拡大したということでありまして、これも苦労をしながらありますが、着実に前へ進んでいるというふうに思っております。

○橘（慶）委員 そこは少し評価が違うわけでありまして、一番地方が心配していたのは、まとめ

平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

ることによって、安住大臣もいらつしやいますが、査定の手は一本で入れやすくなるんじゃないか。だから、結局、四千七百七十二億円あったものが五割削られちゃった。これではおもしろくないわけです。

そういうことでは、まとめて、やがて削っていく、その上に新しい事業が入ってくる。だから、総額はふえている、けれども、現実、その事業だけで見れば減っていく、これでは困るので、ここはぜひお考え直しいただきたい部分であります。

そして、配分基準も、そうなれば、九事業から十八事業になれば、当然変わるわけでありまして。この配分基準を早く決めないと示達がおくれる、こういう問題であります。

あわせて、この配分基準がいつ出されるのかということ、去年もこれは非常にめましました。そしてまた、配分基準が精緻になればなるほど、それは地方交付税の算定に近づいていくわけでありまして。それであれば、なぜそういった仕事を内閣府でやらなきゃいけないのかという問題もあるわけでありまして。

あわせてお答えいただければと思います。  
○川端国務大臣 今年度は初めてやりましたので、いろいろな仕組みをどうするかという議論も、地方の皆さんのことを丁寧に聞くということ、結果的には、多分これは六月ぐらいになった。それで、地方議会の予算を含めては大変タイトであった。

来年度は、一定のそういう実績を持っておりま

す。その分で、今までの継続分と新たにメニューを拡大した部分に関しての基本的な配分方式は、都道府県、政令指定都市にも既に一応の作業方針として、都道府県分については、二十三年度の配分方式を基本に、客観的指標による配分割合やメニュー拡大に伴い必要な変更を加えるということ、政令指定都市については、都道府県における配分方式に準じて作業を進めるということは説明をしてあります。

そういう意味で、引き続き、いろいろまとまって予算も最終的に決まっていくという状況、そして、予算が最終的に成立した時点になりますけれどもということでは可及的速やかに、昨年度は決まってきた制度をもう少し詰めるというタイムラグがありましたが、来年度はそれが無いということ、情報提供は今も含めてこれからも緊密にやって、支障のないように最大努力をしたいというふうに思っています。

○橋（慶）委員 もう一つの、算定は総務省で行うべきというのはどうですか。

○川端国務大臣 済みません。失礼しました。

ある程度、客観的指標で配っていくということにする、自由裁量の分がふえるという意味では、性格的に地方交付税と似てくるというふうな点は間違いなく生じてくるというふうに思います。

ただ、この自主戦略交付金は、地方が自由に事業を選択できる、選択した後の事業は補助事業でございますので、そういう意味では、地方の一般財源として交付税を使うのとは異なっていて、国庫補助金としての事務手続が要るということでありま

す。

なお、府省の枠にとらわれずに地方の自由な事業が選択できるように、内閣府設置法の改正を行って、府省の枠を超えた交付金事業ということで内閣府の中に法定して、地域自主戦略交付金の予算を一括計上して、こういうふうな交付限度額算定を行うこととしていくという仕組みになっているということ、これは御理解いただきたいと思っております。

○橋（慶）委員 そうやって内閣府の仕事をやすことがいいのかどうかということでお受けとめただけだと思います。

時間が大体参りましたので、一つ申し上げておきたいのですが、きのう高木委員から東日本震災の復興予算の執行状況ということでお話がありました。

これは実は総務委員会でも話題になりました、地方が交付税で措置をいただいで負担をする、そういう部分についてのところで見ますと、これは総務委員会で確認しておりますが、二十三年度で実は災害復旧費として三兆二千億円の予算措置が地方負担のある総事業費としてあったわけでありまして。そのうち九千八百四十四億円だけ、地方としては、三月末に執行見込みであるから、その分の交付税を交付してほしいということになっていまして、そのため、交付税は一千億円、二十四年度予算に繰り越したわけでありまして、それでいきますと、二兆二千三百億円が来年度予算に、二十四年度に執行が繰り越される、こういうことになって、三分の一しか執行されていない、こういうことに見えてくるわけでありまして。

平成 24 年 2 月 16 日

衆議院予算委員会速記録（議事速報）

このこともぜひあわせて、きのうの高木委員の御指摘とあわせて、執行状況がどうかであるのか、ぜひこれは、きょうは答弁は結構ですから、財務大臣、また復興庁長官とよく整理をして、そして、予算委員長、どうかこれをまた委員会の方へ出していたかどうかにお取り計らいをお願いしたいと思います。

○中井委員長 理事会で協議します。

○橘（慶）委員 ありがとうございます。

○中井委員長 これにて橘君の質疑は終了いたしました。